

法定研修修了後の介護支援専門員証の有効期間の更新手続き・再交付手続きについて

介護支援専門員証(以下「証」という)が失効した状態で介護支援専門員として業務に従事した場合は、登録の消除の対象となりますのでご注意ください。

◎実務経験者更新研修[課程Ⅰ]・[課程Ⅱ]、[主任更新]研修を修了した方

◎更新研修[実務未経験者]を修了した方

更新研修を修了しただけでは、証の有効期間は更新されません。必ず証の有効期間内(特例措置対象期間含む)に更新手続きが必要です。更新手続きを行わない場合、証は失効し、介護支援専門員としての業務に従事できなくなります。

研修の修了証書の交付を受けた後は、できるだけ速やかに更新手続きをしてください。

有効期間の更新手続きについて

【更新手続き期間】 証に記載の有効期間満了日の1年前から有効期間満了日まで

※特例措置対象者は、特例措置の期限満了日まで手続きは可能ですが、期限を待たずできるだけ速やかに手続きをしてください。

※証が失効した場合、介護支援専門員として再び業務に従事しようとする際には、[再研修]を修了し、証の再交付を受ける必要があります(試験の再受験は必要ありません)。

詳細は京都府ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo/2kaigosiensenmoninsyounokousintetuzuki.html>

◎[再研修]を修了した方

[再研修]を修了した方(既に証の有効期間が満了している方)が介護支援専門員の業務に従事する場合は、証の再交付手続きが必要です。再研修を修了されても、証の交付を受けていない場合は介護支援専門員としての業務に従事することはできません。

再交付手続きについて

【再交付手続き期間】 再研修の修了日から5年間

詳細は京都府ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo/1260852352199.html>

【証の有効期間の更新・再交付申請書の提出先・問い合わせ先】

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府健康福祉部高齢者支援課 介護計画・企画係 (TEL:075-414-4578)

※京都府以外で登録している方は手続きが異なるため、登録している都道府県にお問い合わせください。